**平成２５年（フ）第１０２号**
山梨県甲斐市富竹新田206番地１　諏訪住宅３
債務者　小針　道子
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０３号**
三重県鈴鹿市岡田３丁目７－３　リバーサイド鈴鹿201号室、住民票上の住所山梨県甲斐市富竹新田206番地１　諏訪住宅３
債務者　小針　智広
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０号**
静岡県下田市白浜2635番地の３
債務者　石田　信二
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２５年（フ）第１２号**
静岡県下田市六丁目42番21号
債務者　中田　武志
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２５年（フ）第６５４号**
愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地８棟303号
債務者　浅井　五郎
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３０号**
三重県名張市桔梗が丘３番町２街区15番地
債務者　應武　泰子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２５年（フ）第１９号**
山口県下関市丸山町１丁目５番６号　吉中君枝方
債務者　博田　絵美（旧姓吉中・向江）
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２５年（フ）第４２号**
山口県下関市川中豊町７丁目２番１号　井上ハイツ101号
債務者　室岡　隆昌
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２５年（フ）第２１号**
愛媛県今治市黄金町３丁目１番地６　吹揚コーポラス403号、前住所愛媛県今治市片山２丁目９番18号　玉井第一ビル301号
債務者　田中耕太郎
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２５年（フ）第６６号**
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目43番48―302号、前住所福岡県福岡市南区清水２丁目21番28―502号
債務者　横山　信也
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第７８号**
福岡県久留米市東櫛原町2109番地１
債務者　原　　恭治
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第８１号**
福岡県久留米市中央町24番地９　マリオビル701号、前住所福岡県久留米市中央町14番地６　駅前不動産ビル50　３－Ｂ号
債務者　栄木　妙子
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第１８号**
福岡県八女郡星野村12951―１―２
債務者　原嶋真由美
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２５年（フ）第１２８号**
大分市大字宮河内3769番地の148　宮河内ハイランド12―10、住民票上の住所大分県豊後大野市清川村三玉1110番地
債務者　藤山　信子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第１５６号**
大分市新川町２丁目７番４号　サンノーブル新川Ｉ201
債務者　深堀　美樹
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第１５号**
大分県宇佐市大字荒木59番地
債務者　橋本　裕樹
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係